

令和 5 年 9 月

萩 市 議 会 定 例 会 議 案

議 案 目 次

議案番号	件 名	
6 5	令和 5 年度萩市一般会計補正予算（第 4 号）に関する専決処分に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
6 6	令和 5 年度萩市一般会計補正予算（第 5 号）・・・・・・・・・・	9
6 7	令和 5 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 2 号）・・	1 7
6 8	令和 5 年度萩市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）・・・・・・・・	2 1
6 9	令和 4 年度萩市一般会計決算認定について・・・・・・・・・・	2 5
7 0	令和 4 年度萩市土地取得事業特別会計決算認定について・・・・・・・・	2 7
7 1	令和 4 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計決算認定 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
7 2	令和 4 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計決算認定 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
7 3	令和 4 年度萩市休日急患診療事業特別会計決算認定について・・・・・・・・	3 3
7 4	令和 4 年度萩市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について・・・・・・・・	3 5
7 5	令和 4 年度萩市介護保険事業特別会計決算認定について・・・・・・・・	3 7
7 6	令和 4 年度萩市水道事業会計決算認定について・・・・・・・・・・	3 9
7 7	令和 4 年度萩市下水道事業会計決算認定について・・・・・・・・・・	4 1
7 8	令和 4 年度萩市病院事業会計決算認定について・・・・・・・・・・	4 3
7 9	萩市中山間地域定住促進住宅管理条例・・・・・・・・・・	4 5
8 0	萩市印鑑条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	5 1
8 1	萩市火災予防条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	5 3
8 2	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・	5 7
8 3	萩・長門清掃一部事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について・・	5 9
8 4	新たに生じた土地の確認について・・・・・・・・・・	6 1
8 5	字の区域の変更について・・・・・・・・・・	6 3
8 6	人権擁護委員の候補者の推薦について・・・・・・・・・・	6 5

議案第 6 5 号

令和 5 年度萩市一般会計補正予算（第 4 号）に関する専決処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 5 年度萩市一般会計補正予算（第 4 号）を次のとおり定めたので、同条第 3 項の規定により、市議会の承認を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

専決処分日 令和 5 年 7 月 2 0 日

令和５年度萩市一般会計補正予算（第４号）

令和５年度萩市の一般会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４５，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０，６７６，９６０千円とする。

２ 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の補正は、「第２表 地方債補正」による。

令和５年９月６日

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
19. 繰入金		2, 243, 445	9, 700	2, 253, 145
	1. 基金繰入金	2, 243, 445	9, 700	2, 253, 145
22. 市債		2, 377, 600	35, 300	2, 412, 900
	1. 市債	2, 377, 600	35, 300	2, 412, 900
歳 入	合 計	30, 631, 960	45, 000	30, 676, 960

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1 1. 災害復旧費		5 7, 0 0 0	4 5, 0 0 0	1 0 2, 0 0 0
	1. 農林水産施設災害復旧費	5 2, 0 0 0	1 2, 0 0 0	6 4, 0 0 0
	2. 土木施設災害復旧費	5, 0 0 0	3 3, 0 0 0	3 8, 0 0 0
歳 出	合 計	3 0, 6 3 1, 9 6 0	4 5, 0 0 0	3 0, 6 7 6, 9 6 0

第 2 表 地 方 債 補 正

		上段 補正後 下段 補正前 (単位：千円)	
		限 度	額
起 業 施	債 設 災 害 復 旧 事 業 費		17,500
農			14,000
土 木 施	設 災 害 復 旧 事 業 費		31,800
			—
合 計			2,412,900
			2,377,600

議案第 66 号

令和 5 年度 萩市 一般会計 補正予算（第 5 号）

令和 5 年度萩市の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 6 , 4 6 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0 , 8 6 3 , 4 2 5 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 9 月 6 日 提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1 1. 地方交付税		11, 850, 000	72, 510	11, 922, 510
	1. 地方交付税	11, 850, 000	72, 510	11, 922, 510
1 5. 国庫支出金		3, 341, 150	345	3, 341, 495
	2. 国庫補助金	1, 132, 879	345	1, 133, 224
1 6. 県支出金		2, 420, 127	3, 310	2, 423, 437
	3. 県委託金	133, 333	3, 310	136, 643
2 2. 市債		2, 412, 900	110, 300	2, 523, 200
	1. 市債	2, 412, 900	110, 300	2, 523, 200
歳 入	合 計	30, 676, 960	186, 465	30, 863, 425

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2. 総務費		3, 806, 249	4, 000	3, 810, 249
	1. 総務管理費	3, 324, 719	4, 000	3, 328, 719
3. 民生費		9, 307, 020	19, 659	9, 326, 679
	2. 障害者福祉費	1, 948, 799	1, 638	1, 950, 437
	3. 老人福祉費	2, 920, 455	8, 759	2, 929, 214
	4. 児童福祉費	2, 589, 582	9, 262	2, 598, 844
4. 衛生費		3, 174, 994	610	3, 175, 604
	1. 保健衛生費	2, 373, 042	610	2, 373, 652
6. 農林水産業費		2, 035, 935	24, 186	2, 060, 121
	1. 農業費	1, 194, 398	24, 186	1, 218, 584
10. 教育費		2, 524, 153	138, 010	2, 662, 163
	1. 教育総務費	211, 982	3, 661	215, 643
	4. 社会教育費	1, 068, 125	131, 039	1, 199, 164
	5. 保健体育費	190, 502	3, 310	193, 812
	合 計	30, 676, 960	186, 465	30, 863, 425

第 2 表 繰越明許費補正

款		項	事業名				上段 下段		補正後 補正前		(単位：千円)
10. 教	育	費	4. 社 会 教 育 費	萩 博 物 館	空 調 設 備 改 修 事 業						金 額
											131,039
											141,698
											10,659

第 3 表 債務負担行為補正

こと ども じ ど も 事 業 計 画 策 定 事 業	期 間	限 度	額	
			上段 下段	補正後 補正前
こ ども じ ど も 事 業 計 画 策 定 事 業	令和6年度 —	6,402 —		千円
合 計		223,773 217,371		

第 4 表 地 方 債 補 正

		上段 補正後 下段 補正前 (単位：千円)	
		限	額
起 債 の 目 的			
秋 博 物 館 空 調 設 備 改 修 事 業 費		131,000	-
臨 時 財 政 対 策 費		86,300 107,000	
合 計		2,523,200 2,412,900	

議案第67号

令和5年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第2号）

令和5年度萩市の国民健康保険事業（直診勘定）特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,307千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ673,307千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月6日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
8. 寄附金		0	11,307	11,307
	1. 寄附金	0	11,307	11,307
歳 入	合 計	662,000	11,307	673,307

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
2. 医業費		211,006	11,307	222,313
	1. 医業費	211,006	11,307	222,313
歳 出 合 計		662,000	11,307	673,307

議案第 68 号

令和 5 年度 萩市 介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度萩市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 3, 1 8 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 3 4 4, 4 8 1 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 6 日 提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
3. 国庫支出金		1, 496, 597	32	1, 496, 629
	2. 国庫補助金	523, 275	32	523, 307
5. 県支出金		879, 102	17	879, 119
	2. 県補助金	50, 759	17	50, 776
8. 繰越金		1	103, 132	103, 133
	1. 繰越金	1	103, 132	103, 133
歳 入	合 計	6, 241, 300	103, 181	6, 344, 481

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
4. 基金積立金		88	49	137
	1. 基金積立金	88	49	137
5. 諸支出金		1,221	103,132	104,353
	1. 償還金及び還付加算金	1,221	103,132	104,353
歳 出 合 計		6,241,300	103,181	6,344,481

議案第 69 号

令和 4 年度萩市一般会計決算認定について

令和 4 年度萩市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 4 年度萩市一般会計歳入歳出決算（別冊）

議案第 70 号

令和 4 年度萩市土地取得事業特別会計決算認定について

令和 4 年度萩市土地取得事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 4 年度萩市土地取得事業特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第 7 1 号

令和 4 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計決算認定について

令和 4 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計歳入歳出決算について、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 4 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第 7 2 号

令和 4 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計決算認定について

令和 4 年度萩市国民健康保険事業(直診勘定)特別会計歳入歳出決算について、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 4 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第 73 号

令和 4 年度萩市休日急患診療事業特別会計決算認定について

令和 4 年度萩市休日急患診療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 4 年度萩市休日急患診療事業特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第 7 4 号

令和 4 年度萩市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

令和 4 年度萩市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 4 年度萩市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第 7 5 号

令和 4 年度萩市介護保険事業特別会計決算認定について

令和 4 年度萩市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 4 年度萩市介護保険事業特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第 7 6 号

令和 4 年度萩市水道事業会計決算認定について

令和 4 年度萩市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 4 年度萩市水道事業会計決算（別冊）

議案第 77 号

令和 4 年度萩市下水道事業会計決算認定について

令和 4 年度萩市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 4 年度萩市下水道事業会計決算（別冊）

議案第 78 号

令和 4 年度萩市病院事業会計決算認定について

令和 4 年度萩市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 4 年度萩市病院事業会計決算（別冊）

議案第 79 号

萩市中山間地域定住促進住宅管理条例

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市中山間地域定住促進住宅管理条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、萩市中山間地域定住促進住宅（以下「定住促進住宅」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 萩市中山間地域に移住する子育て世帯を支援することにより、その定住促進を図り、もって地域を活性化するため、定住促進住宅を設置する。

2 定住促進住宅の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(入居申込者の公募)

第 3 条 定住促進住宅の入居申込者の募集は、公募により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(入居申込者の資格)

第 4 条 定住促進住宅の入居申込者は、次に掲げる条件を具備するものでなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 入居の申込時において、市外に居住している者であること。
- (2) 入居時において、入居者（定住促進住宅に同居する者を含む。以下同じ。）の中に、小学生以下の子又は妊娠中の者であって母子健康手帳の交付を受けている者がいること。
- (3) 定住促進住宅が位置する地区に居住することができると認められる入居者又はその親族の所有する家屋を有しないこと。
- (4) 本市に定住し、地域活性化に貢献する意思を有する者であること。
- (5) 地方税の滞納がないこと。
- (6) 入居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(入居者の選考及び決定)

第5条 市長は、前条の資格を有する入居申込者のうちから入居者を選考するため、萩市中山間地域定住促進住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 市長は、第10条第1項で準用する萩市営住宅条例（平成17年萩市条例第238号。以下「市営住宅条例」という。）第8条第1項の規定による入居の申込みがあったときは、委員会の選考により、入居者を決定する。

3 市長は、前項の規定により定住促進住宅の入居者を決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者に対し通知するものとする。

(入居期間)

第6条 対象者の入居期間は、入居した日から起算して5年を経過する日までとする。ただし、対象者が引き続き居住を希望する場合は、入居期間を延長することができる。

2 前項の入居期間の延長は、1年を超えてすることはできない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(家賃)

第7条 家賃は、別表第2に定める額とする。ただし、前条の規定により入居期間を延長した場合における家賃は、別表第3に定める額とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃の額を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い、家賃の額を変更する必要があると認めるとき。

(2) 定住促進住宅について改良を施したとき。

(収入状況の報告の請求等)

第8条 市長は、第10条第1項において準用する市営住宅条例第16条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は同条例第19条の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予等、定住促進住宅への入居の措置について必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

- 3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(住宅の明渡請求)

第9条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、定住促進住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 定住促進住宅を故意に損傷したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上定住促進住宅を使用しないとき。
- (5) 第4条第3号から第6号までに規定する資格条件を喪失したとき。
- (6) 次条において準用する市営住宅条例第23条から第28条までの規定及び萩市一般住宅条例（平成17年萩市条例第240号。以下「一般住宅条例」という。）第5条及び第6条の規定に違反したとき。

- 2 前項の規定により定住促進住宅の明渡しを請求を受けた入居者は、速やかに当該定住促進住宅を明け渡さなければならない。

- 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、当該定住促進住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。この場合において、当該請求を受けた者が入居した日から請求の日までの期間については、それまでに支払を受けた家賃の額との差額の金銭を徴収するものとする。

- 4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、請求の日の翌日から当該定住促進住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(市営住宅条例等の規定の準用)

第10条 市営住宅条例第4条、第8条（第3項を除く。）、第10条、第11条、第16条、第18条から第28条まで、第41条、第64条から第66条まで及び第68条の規定は、定住促進住宅の管理において準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「定住促進住宅」と、第8条第1項中「前2条」とあるのは「萩市中山間地域定住促進住宅管理条例第4

条」と、第 18 条第 1 項中「前条第 2 項」とあるのは「萩市中山間地域定住促進住宅管理条例第 10 条第 2 項で準用する一般住宅条例第 8 条第 2 項」と読み替えるものとする。

- 2 一般住宅条例第 5 条、第 6 条及び第 8 条から第 12 条までの規定は、定住促進住宅の管理において準用する。この場合において、これらの規定中「一般住宅」とあるのは「定住促進住宅」と、第 11 条及び第 12 条中「第 7 条」とあるのは「萩市中山間地域定住促進住宅管理条例第 7 条」と読み替えるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、定住促進住宅の入居者の決定に関して必要な手続その他の行為をすることができる。

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	位置
佐々並	萩市大字佐々並 2 7 0 3 番地 1

別表第 2 (第 7 条関係)

名称	家賃 (月額)
佐々並	2 5, 0 0 0 円

別表第 3 （第 7 条関係）

名称	家賃（月額）
佐々並	3 5 , 0 0 0 円

議案第 80 号

萩市印鑑条例の一部を改正する条例

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市印鑑条例の一部を改正する条例

第 1 条 萩市印鑑条例（平成 17 年萩市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 4 項中「登録者のうち、個人番号カードの交付を受けた者は」を「登録者は、個人番号カード（公的個人認証法第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して」に改め、同条第 5 項中「規定する」の次に「個人番号カード用」を加える。

第 2 条 萩市印鑑条例（平成 17 年萩市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 4 項中「限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいい、同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、規則で定める日から施行する。

議案第 8 1 号

萩市火災予防条例の一部を改正する条例

令和 5 年 9 月 6 日 提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市火災予防条例の一部を改正する条例

萩市火災予防条例（平成 1 7 年萩市条例第 2 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第 1 8 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第 2 0 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 1 0 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 1 0 キロワット時を超え 2 0 キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 2 0 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 2 0 条第 4 項中「第 2 項並びに本条第 1 項」を「第 1 8 条の 2 第 1 項第 4 号」に改める。

第 6 4 条第 1 3 号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が 2 0 キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第 3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ	14kW以下	100	15注	15	15注	注…機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	組込型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	

固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—	1 0 0	5 0	5 0	5 0
	不 燃	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—	8 0	3 0	—	3 0
上 記 に 分 類 さ れ ない も の			使 用 温 度 が 8 0 0 ℃ 以 上 の も の	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0
			使 用 温 度 が 3 0 0 ℃ 以 上 8 0 0 ℃ 未 満 の も の	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0
			使 用 温 度 が 3 0 0 ℃ 未 満 の も の	—	1 0 0	5 0	1 0 0	5 0

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の萩市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 20 条第 1 項に規定する蓄電池設備（附則第 4 項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第 18

条第1項第3号の2（新条例第13条の2第1項及び第3項、第18条第3項、第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第20条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第20条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第20条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第 8 2 号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結することについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年萩市条例第 2 4 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

- | | |
|-------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 萩市南東部地区（川上地域）「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化工事 |
| 2 工 事 場 所 | 萩市南東部（川上地域） |
| 3 契 約 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 1 7 2 , 1 3 9 , 0 0 0 円 |
| 5 契約の相手方 | 山口県山口市佐山 1 番地 7
株式会社ソルコム 山口支店
支店長 寶迫 信義 |

議案第 83 号

萩・長門清掃一部事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 1 日から、萩・長門清掃一部事務組合の共同処理する事務にごみ処理施設（焼却施設を除く。）及び最終処分場に関する事務を加えること並びにこれに伴い萩・長門清掃一部事務組合同規約（平成 22 年指令平 21 市町第 3531 号）の一部を以下のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩・長門清掃一部事務組合同規約の一部を改正する規約

第 3 条第 1 号中「ごみ処理施設（焼却施設に限る。）」を「ごみ処理施設及び最終処分場（」に改め、「維持」を削り、「関する事務」の次に「。ただし、現に関係市がそれぞれ設置、管理及び運営している施設に関するものを除く。」を加える。

第 9 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 管理者は、萩市長を充てる。
- 3 副管理者は、長門市長を充てる。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 4 会計管理者は、萩市会計管理者を充てる。

第 12 条第 2 項中「関係市の識見を有する者のうちから選任された監査委員のうちから、」を「長門市の識見を有する者のうちから選任された監査委員」に改め、同条第 3 項中「関係市の識見を有する者のうちから選任された監査委員のうちから選任される者」を「長門市の識見を有する者のうちから選任された監査委員」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 13 条関係）

費用区分	分賦区分	分賦割合	算出基礎
焼却施設に要する費用	均等割	100分の20	
	人口割	100分の40	4月1日における直近の国勢調査の結果による人口
	ごみ量割	100分の40	焼却施設に搬入した関係市のごみ量
ごみ処理施設（焼却施設を除く。）及び最終処分場に要する費用	均等割	100分の20	
	人口割	100分の40	4月1日における直近の国勢調査の結果による人口
	ごみ量割	100分の40	ごみ処理施設（焼却施設を除く。）及び最終処分場に搬入した関係市のごみ量

備考 施設の大規模な改修に係る経費の分賦については、組合及び関係市において協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この規約は、令和6年1月1日から施行する。

議案第 8 4 号

新たに生じた土地の確認について

本市の区域内に新たに生じた次の土地を確認することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

1 新たに生じた土地①

- (1) 位置 萩市大字堀内字西ノ浜 5 2 0 の 7 地先から同字 5 2 0 の 1 3 地先に
至る公有水面陸地
- (2) 面積 1 4, 8 7 7. 7 4 平方メートル

2 新たに生じた土地②

- (1) 位置 萩市大字堀内字西ノ浜 5 2 0 の 1 4 地先公有水面陸地
- (2) 面積 3, 1 4 7. 9 8 平方メートル

議案第 85 号

字の区域の変更について

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

1 萩市大字堀内字西ノ浜に編入する区域

- (1) 位置 萩市大字堀内字西ノ浜 5 2 0 の 7 地先から同字 5 2 0 の 1 3 地先に
至る公有水面陸地

面積 1 4, 8 7 7. 7 4 平方メートル

- (2) 位置 萩市大字堀内字西ノ浜 5 2 0 の 1 4 地先公有水面陸地

面積 3, 1 4 7. 9 8 平方メートル

議案第 8 6 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

萩市における人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦することについて、
人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、市
議会の意見を聞く。

令和 5 年 9 月 6 日提出

萩市長 田 中 文 夫

現 住 所

よし が あ や こ
吉 賀 子

略 歴

現 人権擁護委員

現 民生委員・児童委員

現 住 所

みつ もと こう し
三 元 孝 之

略 歴

現 色雲寺住職

現 人権擁護委員

現 民生委員・児童委員

現 住 所

みや じ さと こ
宮 路 聡 子

略 歴

現 民生委員・児童委員